

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 重点項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和7年7月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務
②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	①照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 ②入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。 ③予防接種対象者等への発行機能 指定した予防接種の対象者を抽出し、一覧表、予防接種券(シール)等 outputs。 ④新型コロナワクチンの対象者情報について、ワクチン接種記録システム(VRS)登録用CSVファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能 ②情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③情報照会機能 個人コードで対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバ)
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録機能 ②接種記録の管理機能 ③転出/死亡時等のフラグ設定機能 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一の10の項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定 (選択肢) 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	接種券の発行履歴がある者及び予防接種歴のある者
その必要性	接種対象者の管理、接種状況の管理を正確に行うため
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 <4情報、その他住民票関係情報> ・予防接種対象者の居住地を把握するために保有 <健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)> ・予防接種の接種実績、接種料金等を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年1月1日
⑥事務担当部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (窓口サービス課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
③使用目的 ※		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成
④使用の主体	使用部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種台帳の記録、保管のために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務・法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		・健康管理システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴うシステムの改修
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		両備システムズ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の16の2の項
②提供先における用途	予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市が実施する予防接種を受けた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供依頼がある都度

提供先2~5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16～20

移転先1

①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	

移転先2~5

移転先6～10

移転先11～15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	・特定個人情報とは、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・サーバー室への入室は厳重に管理されており、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみでデータを使用している。
--------	---

7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
 - ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・世帯番号
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・年齢
- ・TEL
- ・住民区分
- ・整理番号

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ 住基情報の入手については、同一システム内に格納された情報をシステム内連携機能で 取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・ 住民からの申請・申告に基づく情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者でない者の情報を入手しないようにしている。 ・ 他団体からの情報の入手については、基本4情報に基づき対象者と合致することを確認し、対象者以外の
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	事務に関係のない情報との紐付けはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ パスワードによる認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・ 認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ パスワードは定期的に変更している。 ・ ユーザごとのアクセスログは全て保管されている。
その他の措置の内容	・ 端末から検索、更新した際のアクセスログを記録している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・責任体制の整備 ・作業責任者等の届出 ・取扱区域の特定 ・使用者への周知
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。・再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。
その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ・定期的なバックアップを行っている。 ・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
②請求方法	宝塚市個人情報保護条例に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目1番1号 TEL 0797-86-0056 宝塚市健康福祉部健康推進課
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月12日	I-2-システム4②の機能	(省略)	I⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施」を追加	事前	
令和4年7月12日	II-3-②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	事前	
令和4年7月12日	II-3-⑤使用方法 情報の突合	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事前	
令和4年7月12日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和4年7月12日	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和4年7月12日	II-6-保管場所	(省略)	I(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオ	事前	
令和4年7月12日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目)	事前	
令和4年7月12日	III-2-リスクに対する措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村	②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村	事前	
令和4年7月12日	III-2-リスクに対する措置の内容	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	事前	
令和4年7月12日	III-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた)	(省略)	I(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	
令和4年7月12日	III-4-その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>		
令和4年7月12日	III-7-その他の措置の内容	(省略)	I(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	
令和6年5月26日	I-2-システム4②の機能	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録機能	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録機能		
令和6年5月26日	I-4-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)		
令和6年5月26日	I-5-法令上の根拠	情報提供の根拠:番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、115の2の項	情報提供の根拠:番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3		
令和6年5月26日	II-3-②入手方法(その他)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和6年5月26日	II-3-⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>		
令和6年5月26日	II-4-委託の有無(件数)	3件	2件		
令和6年5月26日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)		
令和6年5月26日	II-4-委託事項2①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を		
令和6年5月26日	II-4-委託事項3	システム入力・接種券発行業務	(削除)		
令和6年5月26日	II-4-委託事項3①委託内容	新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約情報等のシステム入力業務、接種券の発行業務	(削除)		
令和6年5月26日	II-4-委託事項3②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	(削除)		
令和6年5月26日	II-4-委託事項3③委託先名	株式会社キャリアリンク	(削除)		
令和6年5月26日	II-4-委託事項3④再委託の有無	再委託しない	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供・移転の有無(件数)	2件	1件		
令和6年5月26日	II-5-提供先2	市区町村	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第16号	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種券の発行履歴がある者及び予防接種歴のある者	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2⑥提供方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	(削除)		
令和6年5月26日	II-5-提供先2⑦時期・頻度	本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要が生じた都度	(削除)		
令和6年5月26日	II-6-保管場所	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適		
令和6年5月26日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	接種回(1回目/2回目/3回目)	接種回		
令和6年5月26日	III-2-リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>		
令和6年5月26日	III-2-リスクに対する措置の内容(続き)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	(削除)		
令和6年5月26日	III-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(削除)		
令和6年5月26日	III-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	(削除)		
令和6年5月26日	III-3-リスクに対する措置の内容	事務に関係のない情報との紐付けはできない。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	事務に関係のない情報との紐付けはできない。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>		
令和6年5月26日	III-4-その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>		
令和6年5月26日	III-5-その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村へ	(削除)		
令和6年5月26日	III-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット)	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-		
令和6年5月26日	III-7-その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>		
令和6年5月26日	III-9-従業者に対する教育・啓発(具体的な方法)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>		
令和6年5月26日	III-10	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>		
令和6年5月26日	IV-2-①連絡先	T 665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-61-5617	T 665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 TEL 0797-86-0056		